

# まちづくりニュース

vol. 48



シューズボックスをイメージした外観



● ● ● 平成22年8月17日より稼働を開始した(株)アシックスつくば配送センター ● ● ●

## INDEX NEWS

- センター長のあいさつ
- 審議会の報告
- 地区の近況報告
  - 施行者からのお願い
  - 茨城県による宅地分譲のお知らせ
  - みらい平ナビ
  - おねがい

みらい平地区の世帯数・人口(前年比)  
2,295世帯(+428) 5,001人(+989)  
(平成22年7月末現在)



2010.

8月号

# センター長のあいさつ

茨城県つくばまちづくりセンター  
センター長 上遠野 和夫  
かとう の  
かずお



4月の人事異動により茨城県つくばまちづくりセンター長に就任いたしました上遠野でございます。日ごろより伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業への御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当事業につきましては、つくばエクスプレス開業5周年を迎える、駅を中心とした都市軸道路の東側エリアについては道路や公園等の公共施設や宅地の整備が概ね完了し、平成22年3月末までに約85ha(約58%)の宅地の使用収益開始を行って参りました。また、それに伴い、戸建住宅やマンション、商業施設などの建設が進んだ結果、地区内の人口が今年7月に5,000人を突破し、現在のみらい平駅の一日平均乗降客数も3,500人と増加しております。

このような中で平成24年度末の整備完了に向けて、残る西側エリアの整備を進めているところであります。今年度は緑のネットワークの中心となる地区公園の整備に着手し、街区公園や調整池の整備とともに、宅地も計画的に整備して参ります。

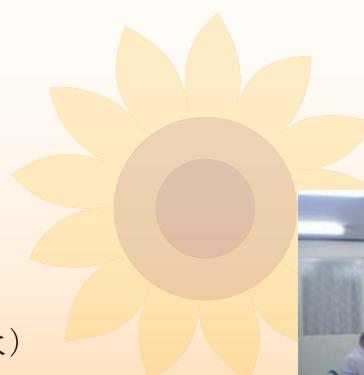
また、今後も計画的な保留地や県有地の分譲、企業誘致を積極的に展開し、より一層の賑わいのある「まちづくり」を推進して参ります。

今後とも、職員一同、魅力あるまちづくりを推進するために、精一杯努力して参る所存でございますので、権利者の皆様をはじめ関係者の方々には、引き続き土地区画整理事業への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 審議会の報告

### ● 第45回 審議会開催の報告

- 日 時： 平成22年6月22日（火）  
場 所： 伊奈・谷和原現地事務所  
議 題： 評価員の選任について（諮問第71号）  
仮換地の軽微な変更の処理について  
平成22年度事業概要について





# 地区の近況報告

みらい平地区の近況は、都市軸道路より東側エリアについては概ね整備が完了し、人口の増加とともに銀行や交番・クリニックなどの生活利便施設が次々と立地して、ますます便利になってきました。

今後は、地区公園の工事に着手するなど、残る西側エリアの整備を計画的に進め、平成24年度末の整備完了を目指します。



都市軸道路の整備も  
進んでいます

## 施行者からのお願い

皆様のご理解を  
よろしくお願い  
します。



### ● 使用収益開始後の宅地の管理について

使用収益開始された宅地は、権利者の方が自ら管理を行うことになります。特にこの時期は草が伸びやすいため、歩行者や隣地等にご迷惑がかからないように適切に宅地等の管理をお願いします。

### ● 電柱等の設置協力について

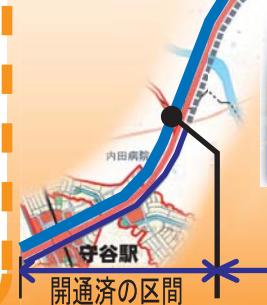
地区内の電気・通信の供給にあたりましては、皆様の宅地の一部を借地しながら電柱等を設置する必要があります。

おかげさまで、地区内の電気・通信ネットワークも順調に拡充してきており、今後も引き続き、地区的西側エリアを中心に電柱等の設置を進めていくことになります。

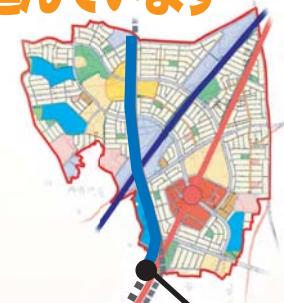
つきましては、電柱等を設置できない場合は、電気・通信の供給ができないおそれがありますので、東京電力やNTT等から皆様のところへ連絡があつた場合は電柱等の設置についてご理解とご協力をお願いします。



平成22年3月  
開通式



今年開通した区間  
約2.9km



都市軸道路



平成20年代中頃  
開通予定区間



# 茨城県による宅地分譲のお知らせ

## ● 第6次分譲の予定について

本年10月末頃に紫峰ヶ丘2丁目のエリアで宅地の抽選公募を予定しています。

価格や募集概要などの詳細が決定次第、県のホームページ等で公表いたします。

## ● 第5次分譲の結果について

前号でお伝えした駅北東側住宅用地の抽選公募を平成22年5月15日～23日に行いました。分譲地近隣の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、おかげさまで県内外から多数のご来場、お申込みをいただくことができました。

ご協力ありがとうございました。

なお、お申込みのなかった画地は県のホームページで公開し、先着順でのお申込みを受け付けております。

先着順の画地については、一定の条件を満たした場合に下記の「紹介制度」の対象となり、報償金をお支払いできる場合がありますので、TX沿線で土地をお探しの方がおられましたら是非ご紹介ください。

### 【第5次分譲物件概要】

■分譲区画数	16画地(県有地2, 保留地14)
■土地面積	186.78m <sup>2</sup> ～291.23m <sup>2</sup>
■分譲価格	14,083千円～25,395千円
■坪単価	約247,000円～約315,000円

### 【分譲結果】

- 抽選申込受付 平成22年5月15日～23日
- 期間中来場者数 延171名
- 申込画地数 15画地(平成22年7月20日)現在

ホームページURL [[www.tsukubaexpress-ibaraki.jp](http://www.tsukubaexpress-ibaraki.jp)]

## ● TX沿線で業務用地や宅地などをお探しの方をご紹介下さい

茨城県では、TX沿線開発地区内への企業立地等を促進するため、「立地希望企業等紹介制度」を設けております。

この制度は、茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や宅地の購入を検討している企業又は個人の方の情報を提供していただき、一定の条件を満たしたうえで成約になった場合に情報提供への報償をお支払いするものです。(分譲代金の1%,ただし法人の場合は3,000万円、個人の場合は200万円を上限)

対象となる地区は、TX沿線の土地区画整理事業のうち、伊奈・谷和原丘陵部地区(つくばみらい市)と萱丸地区、島名・福田坪地区、上河原崎・中西地区、葛城地区(つくば市)の5つの地区です

制度の概要、各種条件につきましては県ホームページをご覧のうえ、ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

インターネットでの検索は

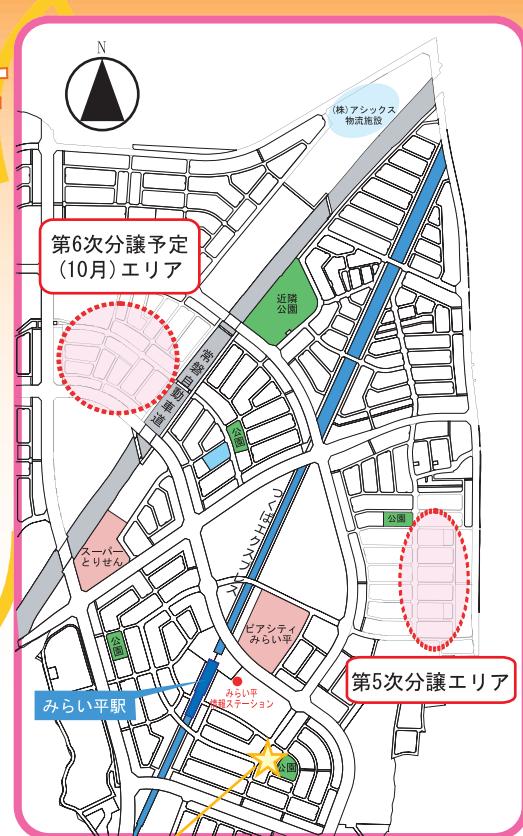
茨城県 立地希望企業等紹介制度

検索

クリック

### 【お問合せ先】

- 茨城県つくば地域振興課 宅地企画グループ・経営管理グループ  
TEL 029-301-2798
- 茨城県つくばまちづくりセンター 土地販売推進課  
TEL 029-839-9760  
フリーダイヤル 0120-298-379



### ★ 保留地ミニ情報

第2次分譲において陽光台3丁目136街区内の保留地を購入された方が9月頃に小物雑貨も取り扱った「カフェ&ネイルサロン」のお店を開業する予定です。

たのしみですね!





# みらい平ナビ

# 公園に行ってみようよ！



残暑はまだまだ厳しいけれど、少しずつ秋の気配を感じるね。  
ちょっと涼しくなってきたら近くの公園に行ってみよう！  
みらい平にはたくさんの公園があるんだよ。  
お気に入りの公園を見つけてくれるとうれしいな！

## 小さな子も安心して遊べる親子がふれあえる公園

小さな子向けの遊具や平らで広い芝生広場♪  
親子で安心して遊べるよ！



## 散歩の途中で立ち寄りたいみんなが集まる公園

大きな丸い屋根の下、サークルベンチで井戸端会議♪  
滑り台や壁わたりができる遊具があるよ！  
(9月オープン予定)



地区公園



## 地区の中心に位置する散策路型公園

大きな複合遊具でうんていやけんすいにチャレンジ！  
なかなか難しいかな？元気いっぱい遊ぼう！



## 子供達が探検遊びのできる公園

大きなクライム型遊具で探検家気分♪  
ロッククライミングみたいだね。赤いブランコもあるよ！  
(9月オープン予定)



## 探してみよう！！

虫のアクセサリーが隠れている公園もあるんだよ。  
見つけられるかな？



## なぜだろう？

ふたば園側のけんけんばは幼児向けで、円の間隔が少し狭めです。  
反対側は低学年向けで間隔が少し広めです。  
最後の円と円は1m20cm離れています。

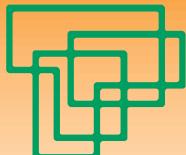
低学年の立ち幅跳びの平均値が約1m24cmなんだよ！  
届くかな？

ちなみに50m走の平均は約10.95秒だよ。  
9秒台を目指してチャレンジしてみよう！





おねがい

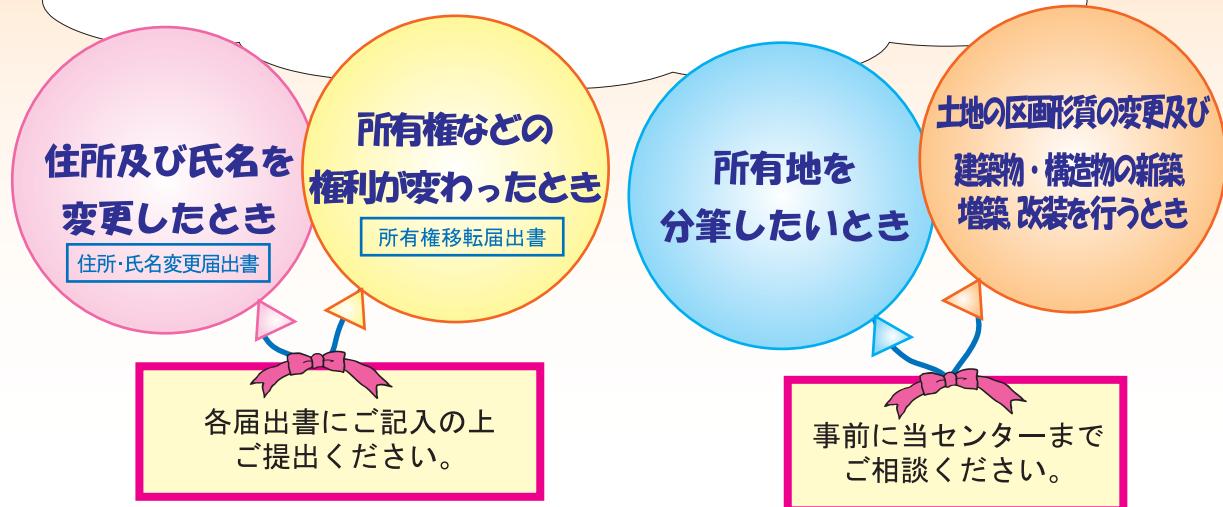


つくばスタイル  
We support it

## ● 必ず届け出をしてください ●

今後、重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いします。

※ 各種届出書、証明書等の申請様式は、当センター受付窓口、あるいはホームページの「権利者向け情報」からダウンロードすることができます。



## ● 各種証明書等の申請にあたっての注意事項 ●

仮換地証明書・底地証明書等の各種証明書の申請人は、法務局の土地登記簿に登記されている土地所有者又は借地権者、もしくは当センターに土地区画整理法第85条に基づく権利申告を受理された方となります。土地売買契約が済んでいても登記されていなければ申請人として認知できません。申請にあたっては特に以下のような場合に支障がでることがありますのでご注意ください。

### 〈注意を要する主な例〉

#### 登記後に所有権移転届出書を未提出の場合

新しい権利者を確認できない場合がありますので、証明書申請時に最新の土地登記簿(写し)をあわせてご持参ください。

#### 相続登記が未処理の場合

相続人を確認する必要がありますので、戸籍謄本及び遺産分割協議書等をご持参のうえ予めご相談ください。

#### 保留地を施行者以外から購入した方で権利申告をされていない場合

保留地は権利申告がなければ権利関係を認知できませんので、事前に権利申告をしていただく必要があります。

#### 代理人が申請手続きをする場合

申請人からの委任状を必ずご持参下さい。

受任者本人であることを証明する書類(運転免許証など)と印鑑をご持参ください。

ご家族の方でも権利者(申請人)以外の方が手続きをする場合は委任状が必要となります。

法人名義の場合は代表者からの委任状をご持参ください。

※ 各種証明書は茨城県手数料徴収条例に基づき、1通あたり400円(税込)の発行手数料がかかります。

また、申請受付から証明書発行まで1週間程度かかりますのでご了承ください。

## ● 土地の売買について ●

土地を売買する時は、仮換地の内容や清算金の有無等について、土地を購入する方に十分説明する必要があります。

なお、区画整理登記前においては、従前地での登記となります。

お問い合わせ先はこちら

## ● 保留地の権利申告について ●

当センターでは土地区画整理事業第85条に基づき、「保留地の権利申告」を受付しています。

保留地は、土地区画整理事業が完了するまで法務局に申請できないことから、この申告が融資等の条件となる場合がありますので、当センターに問い合わせていただくか、ホームページでご確認ください。

#### ● 茨城県つくばまちづくりセンター

伊奈・谷和原地区整備部  
区画整理第一課  
工務第一課  
つくばまちづくりセンターホームページ

つくばまちづくりセンター

検索

クリック



<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>

● つくばみらい市(谷和原庁舎) 特定事業推進課 TEL 0297-58-2111

#### ● 発行

茨城県つくばまちづくりセンター  
伊奈・谷和原地区整備部  
区画整理第一課  
〒300-2658

茨城県つくば市島名2335番地(ウインズビル2F)

#### ● 発行日

平成22年8月30日